

静岡県立農林環境専門職大学等教員等の休職の期間に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第6条に基づき、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の学長及び教員が、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間について必要な事項を定めることを目的とする。

(休職の期間)

第2条 休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、評議会の議に基づき学長が定める。

2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職が発令された日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。